

2003年(平成15年)7月24日(木曜日)

「死」届つて葬儀社の人
が出すんでしょ。そう思
っている人は少なくない。
確かに葬儀の現場では、
葬儀社の社員が親族などの
認印と医師の死亡診断書を
もって役所へ出向く姿を見
かける。しかし、彼らはあ
くまで使者なのだ。

一昔前まで死んで届を誰

届け出義務者はだれか。
第1に同居の親族、第2は
親族以外の同居人、第3が
土地・家屋の所有者が管理
人となっている。非同居の
親族が届けてもよいが、法
律上の義務はない。

死亡届義務者がない場合、役所は非同居の親族を探す。だが、やつと探し当

人生
締めくくり

卷之三

◀ ④

しかし、今は違う。本人との契約に基づいて死後の事務を行う生前契約の活動を私たちが始めて10年になるが、法律が現状に合わなくなつたと感じる。

でも、彼らに法律上の義務はない、届け出を拒否されることがある。

戸籍がいよいよ西田に
もりつた死亡診断書などを添えて、本籍地・死亡した

例の看護作業を適切に進む上で、法改正も含む早急な対応策が求められる。

場所・届け出人の住所地——のいずれかの市区町村役場に死亡届を出さなければなりません。

私たちが、生前契約を結んだ人の火葬を行う場合も、苦肉の策でしのぐことがある。

死亡届出せるのは?

老いじたく読本

死者が自分の家に住んでいた場合、私たちは「家属管理人」の資格で届け出をする。本人との生前契約では、入院時の保証や身の回りの世話などの生前事務も受託することが多いので、「玄義の管理人」として大抵は無事に受託される。

しかし、公団住宅に住んでいたケースで、困ったこともあった。このときも、「玄義の管理人」として死亡届を出し、いったんは受理されたが、後から、公団住宅を民間のNPOが管理しているのは変、と言ふことで不受理となつた。そうなると、火葬許可書がもらえない。遺体は腐敗が進み、悪臭を放つ。区役所でやりとりするうち、契約を担当してきたアドバイザーの一人が「許可書がものえな

いなら、遺体を区役所にお持ちするので、後はお任せします」と一言。その場に緊張感がみなぎった。

結局、死した日の早朝、公団管理事務所にいた公団職員を探し当てて死「届」届け出人として、無事火葬を終えた。

(NPO法人代表)

(NPO法人代表)

理事務所にいた公団
探し当て死亡届の
人とし、無事火葬を

一言。その場で緊張
なぎった。

毎週木曜日に更新

埋葬までの手続きも見直しを求められている=東京都豊島区のすがも平和墓苑で、小林努写す

老いじたく読本